

平成29年議会改革特別委員会 第6回

平成29年2月10日（金曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

**出席委員（10名）**

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	4番	柿沼秀雄君
5番	小勝裕真君	6番	小坂徳蔵君
7番	佐伯由恵君	8番	大内清心君
9番	森本寿子君	10番	酒巻ふみ君

(議長 福島正夫君)

**欠席委員（なし）**

**委員外議員**

10番	齋藤和雄君
18番	中條恵子君
22番	松本英子君

**本委員会に出席した事務局職員の職氏名**

事務局長 江原千裕  
主幹（議事・小野裕  
調査担当）

議事課長 戸田実  
主任（議事・神山賢介  
調査担当）

開会 午前 9時30分

### ◎委員長の挨拶

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さん、おはようございます。予算議会が間近に迫っている中で、第6回議会改革特別委員会に、委員各位にはご参集頂きましてありがとうございます。

この間、5回にわたって特別委員会で自由討議を活発に行ってまいりました。その間ですね、今、議会基本条例の制定を目指して、我々取り組んでおるわけですが、その計画の中で、大きく言って、議会改革5点に渡って大きく前進してきてるんじゃないか、私は、そのように考えております。

その1つはですね、一般質問のやり方の問題です。昨年、第4回定例会におきまして、議会改革の先進市議会の視察を致しまして、その間、やはり一般質問は論点が明確になるように1問1答方式が良いと、そういう形で、ほとんどの議員が1問1答方式で質問を行ってきております。

それから第2として、自由討議を市議会で活発に行うために、本委員会として委員外議員の発言を採用しております。この間、委員外議員の方からは、大変貴重なご意見をお伺いしているところでございます。

第3は、市議会のホームページが大変賑やかになり、活発になっていることでございます。これは、ひとえに、議会事務局の職員の皆さんのサポートの賜物であります。あの市議会のホームページを市民の皆さんにご覧になってもらえば、市議会は本気で議会改革に取り組んでいると、そういうことが、私は、メッセージとして伝わってくるんじゃないかと、そんなふうに思います。

それから第4はですね、これから市議会として若い人たちの意見を議会改革に活かすために、この間、ご承知のように、新成人並びに大学生およそ1,000人に議会改革のアンケートを届けて、そして、ご協力いただいてまいりました。これもかつて無かったことです。

それから第5の問題は、市民全世帯約4万世帯に、これから市議会改革アンケートをお届けし、アンケートをご協力いただくということで、もう用意万端に整っております。前も私、お話したいと思うんですが、この執行部として一番大きな事業計画は、総合振興計画基本構想であります。意識調査の為にですね、市が行ったのは5,000人の市民が対象でございました。我々市議会が今、議会改革で市民の意見をですね、お伺いしようというのはですね、実にその8倍、4万世帯ということで、我々は取り組んでおります。まあ、言ってみれ

ば、市議会として壮大な社会実験を行っている、そう言っても過言ではない、そういう取り組みになろうかと思えます。

そして、この間の取り組みに自由討議もありまして、私どもは色々な経験をしてきたわけですが、この経験は、市議会の財産、宝物として、次の世代に私は引き継がれていくものだと、そんなふうに、我々特別委員会はそういう中で、自由討議を行っているということをごさね、お互い認識して取り組んでいきたいと、そこが大事かなと、そんなふうに思うわけでございます。

今日の第6回委員会におきまして、これまで議会基本条例の輪郭がですね、次第に明らかになってきております。今日の皆さんの自由討議によって、この輪郭がさらにですね、はっきりしていくのではないかとそのように思います。本日の委員会の討議が実りある、また前進されることを各位のご協力を願って、挨拶いたします。どうぞ宜しくお願いします。

それでは、今日大変お忙しいところ、議長さんにお見え頂いております。それでは、福島議長さんからご挨拶お願い致します。



#### ◎議長の挨拶

○議長（福島正夫君） 改めまして、皆さん、おはようございます。第6回議会改革特別委員会委員の皆様には、本会議で忙しい時に、ご苦労様でございます。

いよいよ、市議会だよりで全世帯のアンケートというところまで来ました。これも、ひとえに委員の皆様方のご努力の成果かと思えます。

加須らしい議会改革、基本条例が出来ますことを祈念致しまして、挨拶とさせていただきます。宜しくお願いします。



#### ◎開会の宣言・議会改革に関することの調査

○委員長（小坂徳蔵君） どうも有難うございました。

それでは、第6回議会改革特別委員会を開会いたします。会議は次第にのっとなって進めてまいります。

まず、報告事項から始めます。これは、この間、議会改革アンケートについて皆さんに説明をしまいましたが、現物が届いております。それが、議会改革アンケート用紙添付の市議会だよりでございます。下には、議会改革に関する市民アンケートにご協力願いますと。本紙に添付されていますアンケート用紙にてご回答ください、ということで、真ん中にこのアンケートが挟み込まれております。これにつきましては、この間説明しておったんですが、返信用のはがきに傷つけないように逆の綴じ込みになっておるということでございます。これが、来週から全世帯に届けられるということでございます。

これは報告だけですので、ひとつ市民の方から問い合わせがありましたら、自由に書いて、投函して下さいってことを、委員の皆さんから市民に伝えて頂きたいと思えます。

それでは、協議事項に入っていきます。まず、(1) のですね、第5回委員会骨子案の論点整理について、ということでございますが、資料1をご覧ください。これはですね、前回、委員会を開きまして、ご議論頂きました。それをですね、まとめたものでございます。まずですね、議員活動における課題、6項目あるんですが、議員として災害時における議会の対応なんですが、これについては議会の災害時対応を位置付けると。それからですね、市議会の業務継続計画、これは、市議会版BCPということになるわけですが、これを調査研究して対応すると。で、防災訓練の実施と。まあ、こういうことが意見として出されて、これがだいたい、おおかたの意見だったのかな、まあ、そんなふうに思えます。

それから2番目の会派の関係です。これはですね、会派の定義を定める、議事機関の決定事項が会派事情より優先すると、これは議会制度の大原則であります。それから会派から、市議会機関等に選出された委員は、協議内容と決定事項を速やかに会派内に周知徹底を図る。それから、万が一、こういうことはないと思いますが、議事機関の決定事項に会派が受け入れ出来なければ、委員を差し替えて対応する。それから、議会は合議機関であり、会派間の意見調整に努める。それから、代表者会議の位置付けなんですが、これについては、現行通りで良いというご意見もございました。それから交渉団体の見直し、少数会派を尊重してもらいたいと、それから会派間で情報を共有するべきだというような意見がございました。それから3番目として、政務活動費関連、あ、それから、2番の会派なんですが、これは全体的にはですね、議員の政策立案機能の強化、こちらの方に移していきたいと思えます。後でまた、資料2の方で説明をいたします。

次は、3の政務活動費関連なんですが、これは議長交際費を公開しており、使途を公開する。それから、ネット掲載をしっかりとやっていくべきだ。あるいは、透明性を図る収支や領

収書のネット公開が必要だというような議論がおおかたですね、委員から、こういうご発言がございました。これも、議員の政策立案機能の強化の方に含めていきたいと思えます。

それから、2枚目の方になるんですが、議員の政治倫理なんですが、これは政治倫理条例関連の中で、色々ご意見がありました。2親等の見直し、あるいは現行規定で良いという意見がございました。これは、議員の政策立案機能の強化の方に含めていきたいと思えます。そこでまた、議論を深めていきたいと思えます。

それから議員定数の関係です。これはですね、議員活動をしっかり行っていれば、定数削減の話にはならないだろうと、あるいは、改選の前に議論が必要だと、というような意見がありました。やはり、議員定数を考える前に、これは、報酬の方にも関わってくるんですが、いったい議会改革の目的は何なのかと、ここをしっかりと、まずは認識を共有していくことが必要かと、私は思えます。議会改革の目的は、やはり、住民福祉の向上と住民自治の推進だと、そして、議員の間からも話が出ましたが、議会力と議員力を高めることだと。ですから、議会改革と行政改革とは全く異なると、したがって、議会改革をバージョンアップさせていくと。そういうことから考えれば、まずは条件整備が課題になっていくということでございます。

それから、議員報酬の関係なんですが、これは、費用弁償のあり方を見直すという意見がありました。また一方では、議員報酬との関連もあるとの話もありました。また、報酬について、議会によっては議会が提出すると、議員報酬についてはですね、そういうところも、多々あります。そういう考え方については、我が市議会としてどう考えていくのかということも、議論が必要かなと思えます。議員定数と議員報酬の関係についてはですね、2つとも基本条例の位置付けの方にですね、これを移して、そして検討していきたいと思えます。

その他ですね、委員会のあり方の関係なんですが、これは、委員会の日程をずらして、傍聴が出来るように改善してもらいたいという意見がありました。それから、委員間の自由討議は委員会の中で行っていくと、これは当然、討論とは形式が異なってくるわけではあります。そういう形で実施するという点です。それから委員会の活性化を図るという点では、閉会中の委員会独自の調査等を実施すると。これは委員外議員から発言があったんですが、例えば、学校エアコンを委員会で考えると、そういうことを調査してもらいたいと、調査した方が良いんじゃないかというようなご意見がありました。これについては、議会の活動原則と役割、そちらの方に移していきたいと思えます。

それから、議案審議のあり方等については、現行どおりで問題ないと、そういう意見がご

ございました。

それから、議会予算の確保でございますが、やりたいことと出来ることは、区別して考える、そういうご意見がございました。

それから議場用の放送設備の更新なんです、これは概算2,000万を要するというところで、これは見積もりも出ております。これは執行部との調整事項に含めて、特別委員会としても取り組んでいくということでどうだろうか、また、そうした方がよいという、前回ご意見がございました。

それから会議録の印刷の見直し。これは、こういう話がありました。議会運営委員会の会議録を作成すると、してもらいたいというような意見もございました。

それから、このユニバーサルデザインの関係で、障害者、これは差別解消法の取り組みの中で含めて理念問題を考えていくと、前回申し上げましたが、それではユニバーサルデザインとは何なんだということになりますので、その下の方にメモしておきました。障害の有無、年齢や性別などに関わりなく、誰もが等しく使いやすいように安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようという、そういう考え方でございます。

それからですね、最後に議会基本条例と切り離して考えるということでもあります。それは、未来議会の継続を検討するというご意見がございましたが、これは議会に対する若い人の関心を高めることから必要ではないかという意見でした。

それから、市議会フロアの活用、議員の福利厚生、これはまあ健康診断なんです、これは議会基本条例と切り離して考えるということで、前回、ご了解をいただきました。

一応、論点整理ということで、前回、皆さんから出された意見については、こうした形でまとめてみました。抜けているところは、無いと思うんですが、何か意見があれば。

はい、新井委員。

**○3番(新井好一君)** はい、何点か申し上げます。全体的にまとめて頂いたことについては、議論の中身のことなんで、こうしたことがおおかた議論がされたってことにはことについてはいいんですけど、議論として、現行どおりで良いという意見があったと、反対意見も、別な意見もあったわけですから、それらについては、具体的に書いて頂きたいということが、まず、大きな1点です。

それから、もう一つ、具体的に上げますと、まず会派。会派の規定はですね、これは議事機関、決定機関ですから、会派が代表を出しているわけで、そういう意味で、機関決定されれば、その機関決定が最優先されるのは、これは、当たり前の原則ですから、これはこれで

いいということで、その後、万が一、議事機関の決定を会派が受け入れられない場合、委員を差し替えて対応するって、これは、会派内が決めることだから、このようなことは敢えてここに書く必要は、私は全く無いと、このように思うんで、こういうことについては、それぞれがもう少し考えて頂きたいと思います。

それから、代表者会議の位置付けも、こういう意見もありましたけど、出されたのは、現在の代表者会議がある意味では決定機関のようなことになりかねないような、そういう側面があるんで、やはり、これはちゃんと、会議規則の中に調整機関であると、議会運営委員会が決定機関であるということ、その辺を明確にしなければいけないということ述べたわけですから、これはちゃんと、議論するというような方向でやっていただかないと困るということでございます。

それから、もう一つはですね、2枚目のその他の項目で、議案審議のあり方、これも現行どおりで別に問題ない。これは、こういう意見はもちろんありましたよ。でも、問題提議はやはり、議会は限られた日程の中で、それはそれぞれ議会運営っていうのをやっているわけですから、その基本は、やはり会派党派性をとっている中で、これは国会においても、県会においても、多くの議会が議員の会派の議席数に応じた基本的な議会運営の時間配分なり、運営ってことはなされているわけで、そういう点を踏まえたかたちで議案審議のあり方もやらなければいけないと申し上げているわけですから、きちんと議論するっていうことで書いて頂かないと困るというふうに私は思っていますので、そういうことをやはり、片方の意見だけ書かないで頂きたいというふうに思います。私の意見は以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他に。竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 私もその他っていうことですね、議案審議のあり方ということで、誠にですね、私もですね、あの時点で、一番最初に挙手をして議案審議の時間ですか、この問題に対しては、かなり触れているんです。議事録を見て頂ければ多分わかると思うんですけど、確実に私はそういうことを申し上げているんで、ここで、別に問題無いという、こういう表記はまずいと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にご意見はございますでしょうか。

（「すいません、発言よろしいですか」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） 後で委員外議員の発言は認めますので、途中では発言しないで下さ



い。

(「徹底的に議論しないと駄目じゃないか。異議があるんだから。」と言う人あり)

○委員長(小坂徳蔵君) 途中で言うんでしたらね、静粛に願います。傍聴者は、静粛に願います。もし、従わなければ委員会の審査に支障がでるということであれば、そのように考えなければなりません。その旨、先に申し上げておきます。審議を続けます。次はですね、この中でですね、議会運営委員会の会議録の作成の関係なんですが・・

○3番(新井好一君) 委員長、今言ったことについては、どうなん、議論は。やるんでしょ？先程の。

○委員長(小坂徳蔵君) 私が後で言いますので。議会運営委員会の会議録の作成の問題なんですが、今は特別に詳細会議録は作っておりません。ただですね、今、各会派からですね、オブザーバーも含めて、代表者会議にも議会運営委員会にも出席がされております。ですから、そこでどういう議論になったかはですね、各会派で議論はですね、問題は共有できるのかなと思いますので、改めて会議録の作成は必要ないのかなと私は思うんですけども、どうしてもっていうことであれば、またですね、考えていかなければいけません、その点どうでしょうか。はい、野中委員。

○1番(野中芳子君) 今はそういう形とって頂いているんですけども、やっぱり今後のことを考えたり、後は、記録に残して頂くってことは、やっぱり後から確認するうえでは大事なことなのかなという思いで、ちょっと提案させていただきました。

○委員長(小坂徳蔵君) そうですか。この会議録の作成なんですが、会議録の印刷見直しという項目も前回あって、これも今後検討していかなくてはいけない問題なのかなあと。はい、野中委員。

○1番(野中芳子君) すみません、度々なんですけど、最初に発言した時に出したんですけど、ペーパーベースじゃなくてもいいんです。録音してその形で残して頂く、後で確認できるって形で。ペーパーで皆さんにと言う訳じゃなくて、後で何かの時に確認できる、そういう形で会議録を残して頂けたらという気持ちで発言いたしました。ペーパーベースじゃなくてもいいです。

○委員長(小坂徳蔵君) もし、他にご意見がございましたら、お願いします。はい、大内委員。

○8番(大内清心君) 今の会議録の件なんですけど、野中委員もおっしゃったように、だい

たい委員会終わると委員会ごとに各パソコンに事務局の方でアップしてくれていますので、こういった形で議会運営委員会の録音をしたものもパソコンの方に第1、第2、第3委員会室にそれぞれ聞けるようになればいいのかなというふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 私もですね、議会運営委員会に関してはですね、非常に重要視してますんで、野中委員と一緒にペーパーに残さなくても録音しておけば、後で何らかの形でですね、検証できますので、労力的に大変なことじゃないし経費もかからないので、お願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） これに関してはですね、この会議録の関係なんですけど、本委員会の詳細会議録取っているんですが、出来たものをホームページに掲載しているんですが、これはその予算の関係もあって普通の本会議、常任委員会等の会議録については、業者に委託をして行っております。ただ、本委員会の会議録については予算の関係がですね、事務局が手分けをしてやっております。前回言いましたように、例えば今日の部分だとか前回の部分についてはですね、事務局も手が回りませんので年度明けにしかできないということで皆さんにご了解をいただきました。そういう状況なんですね。これにまた、議会運営委員会の会議録ということになりますと、事務局にまたですね、多大な負担をお願いするということになります。議会事務局といってもですね、市長部局は750人からのですね正職員がいるんですけど、我が事務局はわずか6人しかおりません。その中で、これ以上の事務負担はですね、これをひとつ軽減するからってというのが無いと、少し対応できないんじゃないかと私は思っております。はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 事務局の負担もそうだと思うんですけど、今回の議会改革特別委員会の会議録作成に当たっては、録音したものをペーパーベースに起こすことがかなりの負担になってらっしゃると思うんですね。それなので、録音した状態でペーパーベースに起こさなくていいので、そのまま、後で何かあった時に確認したいって時にそれが聞ければいいので、そういう形で残して頂ければってことなんですけど。そうすれば、随分、事務局の負担は減るのかなって思いでちょっとお願いしました。

○委員長（小坂徳蔵君） そうですか。まあこれについてはですね、要するに録音だと、まあそういうお話ですので、今後、検討事項にしていきたいと思います。これは、そうさせて下さい。次に進みます。次にですね、政務活動費の関係があるんですけど、これは、最初からですね政務活動費については、公開した方がいいということですから委員のみなさんから意見

がありました。前回までの話を聞きますと、ここに書いてあるとおりなんです。そういう点ではですね、だいたい、特別委員会として、これはまあ公開していくということで、ひとつ、これは了解いただけるのかなと思います。これはまあ、要するにその収支とそして領収書の関係なんです、何ととっても昨年1年間はですね、全国の市、あるいは県も含めてですね、政務活動費のですね、不祥事では地方議会の信頼が地に落ちたと、そういうような状況なんです。それでひとつ、見える化しようというのが全国的な取り組みになっておるんですけども、できれば、この間の前回の皆さんのお話を聞いていると、意見を聞いていると、どうも公開するんだと、議長交際費も全部公開しているんだという意見になっておりますので、出来ればひとつ、今年度分から加須市議会としては収支並びに領収書はですね、ネット公開するというので決めていっていいような段階かなと、この間お話を聞いておってそう思いました。これは、異論があれば、出して頂きたいと思いますが如何でしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） これは、異論はないです。

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、政務活動費に関しては、収支並びにその領収書についてはですね、今年度分からネット公開するというので、さよう決定をさせていただきます。詳細についてはですね、事務局と状況を話を聞いて進めさせていただきます。これにしても、政務活動費は平成28年度分から公開するというので決めさせていただきます。その他にありませんでしょうか。はい、柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 2番のですね、交渉団体の見直していうところで、少数会派の尊重というのがありますけれども、議会改革特別委員会が出来まして、小さな会派、1人会派とか2人会派の人達もですね、代表者会議にですね、出ることが出来るようなことも織り込んでもらえたらいいのかなとこんなふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、前回ですね、確か、野中委員の方からご発言があったと思うんですが、もし、補足があれば今、柿沼委員の方からもお話がありました、どうぞ

○1番（野中芳子君） 今、オブザーバーという形で出して頂いておりますけれども、やはり発言したいという気持ちはとつてもあるんです。それなので、出来ればその辺を見直して頂ければ有難いなって思いで提案させていただきました。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 当然1人、2人っていう会派があるわけで、その人達がどのようにするかってことは、大きな問題なわけです。ただ我々は、議会運営委員会、それぞれの委員会

構成にしても3人を原則にしながら決めていこうよということに合意している訳ですから、その原則を大切にすってということと同時に今後見直していく場合は、やはり代表者会議のあり方とその選出基準みたいなものを、少数会派のそういうものについては、やはり、検討しなければならないんで、きちっとした議論がやっぱり必要なんで、それは、やるとなればきちっとした議論をするということが必要だと思っているんですよ。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 新井委員と同じ意見なんですけど、かつてですね、1人会派認めましょうということで、公党は1人でもOKということで、そういう経験があるんですけども、これは、議会改革じゃなくてですね、議会改革に逆行するような形だと私は考えているんですね。ただ、今、オブザーバーで出ているんですけど、それに対して、今、こういう形式でですね、後で意見でも言えるような形が私はいいと思います。今回のこの議会改革の場合で言いますけれども、最後に今、意見を認めているわけですけども、そういう形もとれるんじゃないかと、何れにしても、慎重にお願いしたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） その他、ございますでしょうか。先ほど、議会改革に逆行するという発言がありましたけどもね、私は、それは間違いだと思っています。それはなぜかと言うとですね、議会改革はですね、やはり、市民の多様な意見をですね、自由討議を尽くして、ひとつこれを集約していくと、いわゆる合議機関だというのが、この議会改革の一つの目的だと思うんですね。そいった点では、議会、議員っていうのは、いろんな多様な市民の意見をですね、支持頂いて議会に来ているわけですから。そいった点では、議会はこれは市民の要するに縮図といっても過言ではないと思うんですね。ですから、そのような多様な意見を議会運営に私は反映させていくってことは、これは民主主義としては当たり前のことだと私はそのように思っております。ですから、逆行しているというのは如何なものかなと私は思っております。これについては、そういう大事なことですので、この議会制民主主義の中で少数意見をどう保障していくのかというのが私はやはり問われていると、これが議会改革だと思います。新井委員、私が発言しているときは、挙手しないでください。

○3番（新井好一君） 委員長、委員長ですから、委員長は全体の議論をまとめるような方向でやって下さいよ。あまり自分の意見を言わないで下さいよ。それが委員長でしょ。

○委員長（小坂徳蔵君） そんなことはないです。

○3番（新井好一君） そういうやり方をしないと議論がまとまらないでしょ。委員長が言ったようなことはね、議会はそれは少数意見もあるんですから、少数意見がいかに担保できる

かってことが大切なんです。私も、そのことは、全くそのとおりだと思いますから。ただ、あり方については、今の制度との関係については、やはり、きちんとした議論が必要ですから、それはこれから議論としてやって頂きたってことを申し上げているんじゃないですか。自分の意見をあまり言わないで下さいよ。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 最初の時のこの委員会は、みんなで自由に発言しましょうって言うのが大前提だったように思うんですね。

○委員長（小坂徳蔵君） 今でもそうです。そうです。自由討議です。

○1番（野中芳子君） ならば、自由に発言して、まとめた部分に関して色々意見を出す。だから自由に発言するのは、委員長であれ私たち委員であれ、いいのかなっていう思いがあるんですが。それと、傍聴の方、先ほどおっしゃいましたけど、最後に時間が設けられているので、その辺も自由討議は委員の中で形になっていると思うので、そこを踏まえて、あまり険悪にならずに自由な形で話が、会が進んでいくのが一番いいのかなと。やはり、どっかでみんなが我慢するんじゃなくて、吐き出してその中でやっていけるのが一番いいのかなって思いで、ちょっとすみません発言させていただきました。

○委員長（小坂徳蔵君） 大変貴重なご意見を有難うございました。小勝副委員長。

○5番（小勝裕真君） 素晴らしい意見頂いて、本当に自由討議というのはお互い自分の言いたいこと言って、最終的には同じ方向に進んでいこうって、運営するのが大事なことと思います。今会派の話は、中身の話に入っていますけど、確かに2人にして頂きたいという意見が出たのは事実ですよ。これは3人というふうに、会派交渉団体を3人と規定されていますから、議員定数との関係が出てくると思うんですね。現実には、削減をしたときに今までの3人で良かったのかどうか。要するに、定数が多ければある程度の人数で交渉団体ってことになると思うんですけども、その定数をどうするべきかという話と、そのことに応じて会派交渉団体をどうするか、セットになっていると思いますからちゃんとそういう話はするべきだと思いますので、そういう提案があったということが大事なことだと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） ですから、話し合いをしていくことについてね、私は否定は何もしていないんですよ。あり方を検討しようということでは、今、野中委員が言ったように、自由討議というのは、確かにどなたもきちんと自分の意見を述べるということで、合意形成を図っていく非常に有効な手段ですからそれは、そ

れで結構なことなんですね。ただ、やはり委員長ですから、その辺をうまくまとめるような方向で、例えばこの報告についてもですね、やはり、色々な意見が出ているわけですから、出た意見のある意味平等にきちんと書いて頂かないと困る訳です。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員、何が不満なんですか。

○3番（新井好一君） 先程のまだ議論されていないじゃないですか。会派のことについても。それから、先程言ったことについて、一番冒頭申し上げたこと言った訳じゃないですか。そのことで、自由討議がしやすくして頂かないと困るわけですよ。

○委員長（小坂徳蔵君） それだけですか。

○3番（新井好一君） そうですよ。だから、後は、先ほどの課題について議論して下さい。議論に入って下さい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員に申し上げておきます。新井委員はですね、自分の持論に反する意見を言うんですね、非常に過剰反応するんですね。人の話は最後まで聞いてから……。

○3番（新井好一君） 聞いているじゃないですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 始まったでしょ。新井委員の特徴なんですよ。自分の意見に反することが出てくるとですね、過剰反応するんですね。相手の意見を抑えようとするんです。これでは、自由討議にならないんです。自分に反する意見もまずは最後まで話を聞いて、そのうえで発言するっていうのが委員会ですよ。新井委員も議員の経験あるんですから、そのくらいわからなくてどうするんですかと私、申し上げたい。じゃあ話して下さい。

○3番（新井好一君） そんなことは、私は申し上げてないですよ。ずっと最初から聞いているんですよ。それで、先ほど言ったのは、会派の件といくつかの点は申し上げているんであって、議会改革の議論というのは殆ど、超党派でやっている皆さんが2名ずつ出してやっている訳ですから。ある意味では、8、9割は皆さん合意出来るんですよ。それで、理念が違うところはいくつかあるから、それは議論の中で具体的には、対立するようなことがあるか分からないけど、議論としてはね、議会改革の議論というのは、私かなりの程度一致出来ると前提的に思っているんですよ。ただ、いくつかの点でこれは違うところは当然出てくるんですよ。それはそれで議論すればいい、それで決着をつければいいんであって基本的に受け入れられないところは、これは私が発言しているのは、会派の中の議論も含めて発言しているんですから、そういう意味で私は受け入れられないことについては、きちんとそれは申し上げますよ。だから、先ほどの議論もして下さいよ。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員に申し上げておきます、もう一度申し上げておきます。新

井委員に反する意見であっても、最後まで話を聞いてその上で挙手して下さい。そうでなければ、発言はこれからは認めません。やはり、議会改革ですから違う意見も最後までちゃんと聞くというのが委員としての度量だ。

○3番（新井好一君） 聞いてるじゃないですか。それは。

○委員長（小坂徳蔵君） 良いですか、ですから、途中で発言があってもそういう場合には、発言は認めないと、冷静に考えて頂きたい。我々は、議会改革という目的に向かって今、協議しているんです。何回かやりましてですね、私も特徴がようやくつかめてまいりました。それでは、まだブツブツ言っている人がいますが、先程の話を先に進めていきます。先ほど新井委員から話がありました、この会派、代表者会議、それと議案質疑の関係で何かご意見があれば意見を述べてください。はい、小勝副委員長。

○5番（小勝裕真君） この会派の関係は、今、新井委員の方からもね、特に万が一というところの表現については会派内の問題だと、ここまで書くのは如何なものかと話がありましたので、この点について私の意見を言わせていただきます。会派設置に関する規定というのが現行ありますけれども、この中では、議員の同志的集合体だと、こういうことで志を同じにするという、これは考え方が一緒とかというより、もっと崇高なっていうんでしょうかね、そういうことで会派が出来ているということだと思います。その中で、この委員会を設置して協議した内容がここに書いてあることですから、どなたがとかどの会派がとかじゃない訳ですよ。原則論だと私は思います。例えば、議事機関の決定事項が会派事情を優先する。要するに、委員会ですとか本会議で決定したことと会派の考え方がもし違う時には、多数決を含めて全員一致が望ましいと思うんですけども、決定した場合には、当然、この議事機関の決定が優先するんだと。それから、会派から市議会機関等に選出された委員は、協議内容と決定事項を速やかに、会派内に周知徹底する、こう努める役割、そういったものが必要だと、その裏返しにそうじゃない場合には、その委員はいかがなものかと、もし、私がそういう立場だったら交代させられるというふうに、私たちの会派は思いますので、こういう話をしてきたということが、やっぱりこれ受け入れる必要があるんじゃないかと私は思います。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） この議論は、この議会改革特別委員会が設置された当初、問題があったと、そういうことが今後ないようにということで、決まったことは会派事情より優先するんだということ、ここに明記していることは、この間の経緯で私は必要なことだと思っております。特別委員会の議事に関わって、たいへん支障な問題が起こりましたから、この件に

については、会議の中で今後そのようなことはしませんというような、委員の2人からの発言がありましたけれども、私は今後この特別委員会のメンバーも入れ替わっていくんだと思うんです。これが基本で大原則なんですけれども、その先のことまで考えていくと、ここは非常に必要なことだと思っています。大事なこと、基本の運営をおさえると同時に問題のある場合は変えるよう、ここまで考えていく必要があると思っています。それから、野中委員から、会派のご意見がありました。私は、少数会派の立場に立つと、これは当然だと思うんです。いろいろ意見を表明したいというのは、私はその立場に立てば、当然だと思いますし、会派の人数が多い所では、そういった心配はないんでしょうけれども、そこまで私たちは考えていく必要があると思うんです。議会改革を加須市議会全体でやろうと決めて、議会改革のメンバーの中にも全ての会派、1人議員も含めているわけですけれども、こういった形で全員参加で議会改革を決めていこうというところの議論の中で、逆行するっていうのは、やっぱり、おかしいんじゃないかなと思っています。みんなでこの議会改革を決めていこうということで、スタートしているんですから、少数会派の意見も引き続き大事にするというのは大前提であって柿沼委員からお話ありましたけれども、全ての会派が1人会派も含めまして、議会構成のメンバーであるということで、やっぱり、しかるべきところには出て行って、行くということが必要かと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに、意見があれば、はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 会派のことで議論されているところなんですけれども、当然、会派代表で出てきている委員ですので、決定事項を速やかに周知徹底をはかって、了解を得ていくというのが、役目であると思いますので、受け入れできなければ、議員を差し替えて対応するところまでの文言は必要ではないのでは、もちろん、これを含めての会派内に周知徹底をはかるということを含めて、入れて頂くということで、冒頭、委員会の最初の時に私や新井委員のことを言ってらっしゃるのかなと思うんですけれども、その場でも、きちんと、そういったことが無いようにということで、謝罪もさせて頂いておりますので、ここまで書かなくても、この意味を含めたというふうに捉えて頂いて、周知徹底を図るという中に、盛り込んで頂ければいいのかなというふうに思っております。また、代表者会議の位置付けということで、代表者会議というのは、あくまでも決定機関ではないということもできていますけれども、やはり、この中でこの委員会の中でのことも大切ですし、代表者会議の中でこういった意見をふまえて、どうあるべきなのかということも代表者会議の中でも諮って頂きたいというふうに思っております。



○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。大内委員に誤解のないように言いますけれども、さっき、大内委員がおっしゃった、会派の受け入れができなければうんぬんっていうのがありますが、それは別に大内委員のことを念頭に、書いたわけではありません。大内委員、ちょっと誤解しているなということで、申し上げておきます。そういうことでこれをあれしたわけではないと、これは私が、前回申し上げたことを書いたことですので、ただ、大内委員のお話もございますので、他の方の委員のお話もございますので、これだけ独立させないで、周知徹底を図るということとセットにして、これは、まとめていきたいとそんなふうに思いますので、はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 私、この文章に質問なんですけれど、万が一、議事機関の決定事項に会派が受け入れできなければ、委員を差し替えて対応するとあります。でも、これって、会派自体は、議事機関の決定事項が会派事情より優先するとあります。だから、これは委員会に出ている委員自体が受け入れできなければ、会派自体ってなっちゃうのかなって、この辺が分からないところです。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、野中委員が疑問出されましたけれども、確かに建前上は野中委員がおっしゃる通りなんです。しかし、この建前通りに筋書き通りにいかないっていうのがこの議会なんです。これは生きているんです。これは別に加須市議会だけでなく、国会でも起きるんです。そうすると、みなさんも御承知かと思います。国会ではこれは差し替えです。すぐ、即刻、差し替えです。それで対応しているのが実態です。そういうことも含めて、先ほどのご意見もありましたので一緒にして、考えていくということで、一番の議事機関の決定事項が会派事情より優先するという原則がお互いに共有できれば、この問題は、自ずから解消されていくということです。以上です。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 繰り返して言いますけれども、今、委員長が最後に、議事機関の決定が会派事情より優先します、これは議会制度の原則ですって、これが基本で確認されれば、別に、この方が一って、このことは、それは会派内で代表者が会派内の意見と違ってしまえば、当然、会派の中で差し替えになるわけです。それは、当然。でも、会派がずっと同じ意見でいれば、その人は代表としていくわけですから、それは、その辺は議会ですから、それは、ずっと意見としては反対のままの意見はずっとあるかわかんないんだけど、それは構成としては反対者が委員会の中に、決定に従わないってことじゃないです。ですから、その辺はこういう事項はあえて書かないってことです。こういうことを書くと、非常に誤解を招く。こういうことを書くと。ですから、1、2の事項が、確認されればなんでこれを書く必要があ

るんですか。私には分からない、こういうことは。

○委員著（小坂徳蔵君） はい、小勝副委員長。

○5番（小勝裕真君） これは、あの、大原則は、理解されればその通りですから、その後の会派から、あるいは万が一というのは、これは、基本条例に書くかどうかというの、これからの話だと思いますけど、こういう認識じゃないと困りますよ。あるいは、そういう事実があったからこそ、ここに書いてあるというふうに、私は理解しているんです。

○委員長（小坂徳蔵君） 全く、その通りです。多分そうなるだろうと思ってこれは書いたんですが、そうとう議論が深まって、良い方向にいったのかなと、私はそんなふうにですね、それが自由討議ですから、やはり、問題提起が無ければ、議論、深まりませんので。ということ。これは、全体として、こういう方向で我々は考えていくと、会派の問題はですね。ということ。新井委員。

○3番（新井好一君） こういう方向ってのは、これは会派内の問題ですよ。あくまでそれは会派の中で先ほど言ったように、小勝副委員長が言ったように、会派内で意見が代表者と違えば差し替えていくってのは、当然起こるんですよ。そういうことは。

○委員長（小坂徳蔵君） これと同じじゃないですか。

○3番（新井好一君） そうじゃないですよ。会派が同じ意見であれば、代表者と同じ意見で、会派の代表として意見が同じであれば、差し替える必要は何もないじゃないですか。

○委員長（小坂徳蔵君） そんなことは、何も言ってないです。そういうことは、どこにも書いていない。

○3番（新井好一君） だけど、そういうことをあえて、そこで書くと、そういうことに誤解を受けかねないですから。こういうことは。

○委員長（小坂徳蔵君） ですから、先ほど言いましたように、これは上のものとセットで、記載するというで申し上げました。はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） これは、セットというのは外さないでこのまま残すってことですか。

○委員長（小坂徳蔵君） そうです。

○3番（新井好一君） それはだめだよ。認められないよ。

○2番（竹内政雄君） ちょっとここまで書くのは、おかしいんじゃないですか。

○委員長（小坂徳蔵君） あのちょっと、いいですか。皆さん誤解しているみたいですが、いいですか、先ほど我々はこれを別に基本条例として、このもの、そのものを出すってことじゃないんです。我々は骨子案を今、議論しているんです。ですから、その中にはひとつ

精神も入っていますし趣旨も入っています。理念も入っています。ですから、それを書くかどうかは別問題です。ただ、加須市議会の考え方としては、こういう方向でいくんですよということを、先ほど小勝副委員長が言われましたけど全くその通りです。ご理解いただけませんか。このことを条文に書くかどうかは別問題です。これは別問題です。我々の精神は、これでいくんだということです。新井委員。

○3番（新井好一君） 我々の精神はって、我々の意見だっていう、それは、皆さんで合意出来ているわけではないんです。それは、当然こういうことは、

○委員長（小坂徳蔵君） 発言は、そこで、あれして下さい。はい、柿沼委員。私は柿沼委員をさしました。はい、柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 今、皆さんからいろんな話が出ていますけれども、これ決まった条項じゃないと思うんです。今、話し合いの中で当然この問題はある人のことじゃないんです。こういう問題が出来たからこそ、こういうものも必要じゃないかというような提案もここでされているわけです。だから、これから先、話し合えばいいのかなと、こんなふうと思うんです。今すぐっていう問題じゃないと思うんです。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 書くか、書かないかは、こんなのは、書けっこないんですけど、はっきり言って、ただ、これは会派が、会派の集まりが先ほども話がありましたように、これは同志的な会派、会派党派性は、そういう意味では、同じ考え理念を持った人たちが集まっているわけですから、それは、それぞれの課題について、賛成、反対、意見がそれぞれいっぱい出てくるわけです。ですから、仮に議会の決定に反対って立場の場合も多々あるわけです。あるいは、賛成って時もあるわけです。そういう時にそれは会派としての意見がそのようになっているだけであって、会派がさらにそれ以降、議会決定に対しておかしい行動をとっていった場合は、それは議会としての対応が問われるかわかりませんが、会派の意見はずっと反対意見は反対意見として持っているわけです。代表は代表として出ているわけですから、それが差し替えて対応するってことになる、それは、会派の意見をコントロールするようなことになるので、それはありえないんです。やはり、会派の結束からすれば、それは、会派が代表として出している以上は、あくまで代表者なんです。ですから、こういうことを書いたら非常に私はおかしいと思う。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、小勝副委員長。

○5番（小勝裕真君） 議会改革の基本条例は、あっても、無くてもっていうか、今は、無い

わけですけれども、これまでも私たち議員活動しているわけです。でも、基本条例を作って、さらに市民にもはっきり分かるように、議会っていうのはこういう活動をしているんだということも必要ですから、良い物を作ろうと、今、協議をしているんですけれども、この会派の話の先ほどの、議事機関の決定事項が会派事情より優先すると、大原則、これが認識されていけばいいって話なんですけど、12月の議会の初日に特別委員会を設置しようと、委員会で決定したことが、そのことが、ある会派では、そういうことにはならなかったわけじゃないですか、事実が。それが、議会運営委員会で委員長が最終日でいいんだと、こういう話になって、でも、こういう話になったから言わせてもらいますけれども、新井委員は、自分の会派に全員に説明したと、話をして理解を得たという話になっていったら、そうじゃなくて、知らない人がいたってことになったら、今度は、幹部の人に話をしたとかって、二転三転したわけですよ。だから、こういう問題が要するに、会派でいろんな話をしてもらってもいいんですけれども、委員会であるとか、そういったところに持ち帰ってきた時、決まったことはちゃんと調整して頂きたいと、そうじゃないとこの議会改革特別委員会も会派の都合になったとしたなら、進んでいかないんじゃないかと、ですからこれは、大原則のもとに認識して頂きたいために、そういったことがあったことが、2度と起きないっていうか、そういうことで議論しているんだと私は思ったんですけど。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 今、新井委員のご意見を伺っていて、私たち委員の役目、役割は何かっていうところが大事じゃないかなと思っているんですけども、まずは、会派から来ているわけですから会派の声をここの委員会に届ける。ここの委員会の中で、自由討議の中で議論をして、そして、ひとつにまとまるわけですよ、さっき小勝委員がおっしゃったそのひとつもその例ですけども、そのまとまった意見をこの議会改革特別委員会の中で決定した意見を、今度は会派に持ち帰って、そこで会派の人達に意見が違っていたら理解をしてもらおう、この決定に従ってもらおうように努力をする。そして、会派の人に理解をもらおう。これが私たちの役割だと思っているんですけども、これが出来なければ、そうですね、万が一ということは、そういうことですよ、会派がこの決定に従わないっていう、これが出来なければこの委員会としては、その委員をそのままにしておくことは出来ないですよ。この議会改革の運営上、それは支障を起こすわけですからそれは出来ない。だから、万が一こういうことはありうるんで、こういったことも必要だと思っているんです。先ほども話したんですけども、今のこのメンバーだったら、そういうことはないっていうふうに、

私は思っています。それでスタートしましたから。議会改革特別委員会。そういうことは、もうないようにしようということで、スタートしましたから。このメンバーでは、そういうことはない。私たちの役目をしっかりと踏まえて会派に対応する。それは、私はそういうふうに受け止めています。ただし、これは、また、任期がこう変わって、改選で変えるのか、この私たちの任期はいつまでかわかりませんが、一応、この議会改革のところまでというようなことで来ていますけれども、新しくこの特別委員会を継続して、新しく委員を選んでいくという時になって、果たしてその人が、そういう立場で出来るかどうかということもあるので、こういった形でしっかりと押さえておくというのは、明記ということと私たちの共通認識ってことは、また、変わってきますけれども、やっぱりこういう部分は大事ななというふうに思っています。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 小勝委員がさっきも、12月のことについて話があって、その時、私も会派の方に説明が不十分で、それは時間が足りないということの中で、12月議会の後半にやって頂きたいということで会派事情があったということで、そのことについては、迷惑かけたということで皆さんには言いました。ですから、その点については前提的に考えて頂いて、その上にたって考えた時でも、それをふまえて会派の定義を考えて、会派の今の議事機関の決定と会派ってことの間を考えると、当然それは、議会制度の大原則ですから、その辺については了解しましょうと、会派に説明をきちんと説明をするんですよということについては、全く異論がないんです。それは、そのとおりなんだから。原則的に。ただ、やはり議会ってというのはそうじゃないこともたまには起こるんで、その辺をあまり窮屈に考えてもらおうと非常に問題であり、我々も9人いますからね、そういう意味で会派の意思統一を1日2日で、出来るわけではないんです。正直言って。どこの会派だって。それは4人いたって2人だって、意見が違えば少し時間をかけながら、統一するってことはありえるわけですから、その辺はやっぱり多少の柔軟性を持ちながら合議を諮っていくというスタイルを考えて頂かないと困るかと、あえてこのことを万が一・・・こういうことは、必要無いと、先の原則が確認されれば、それは、やはり会派内できちんと議論を徹底することであると。これは、改めて申し上げておきますよ。このことは。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） 確認も含めてなんですけれども、先ほど色々のご意見が出ました。先ほど委員長のほうでも、この、会派、受け入れられなければ議員を差し替えて対応するという意味は含めるけど、この言葉を残すわけではなく会派事情より優先することとか、速やかに会派内に周知徹底を諮るということの中にも含めるということで、この文言を載せるということではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、先ほども言いましたけど、条文はこれからですね、この後、今、我々は三段階でやっているんです。これは、最初から私申し上げましたけれど、まずは、骨子案、皆さんから項目出して頂きまして、そして、それを骨子案としました。それで、色々骨子案を内容はどうするんだということを、今、話、頂いているわけです。この後、これから条例の要綱案の作成に今度入っていきます。例のアンケートの集計結果が出て議論して頂いて、その後、また議論して頂いて、その後、今度は条例の素案と、条例の素案が認められれば、今度は、条例案として議会に提出するということですので、これをそのまま条例に載せるということではありません。これは、これ書いてある文章が全部そうです。一応、この精神を含めながら、要綱案、そして条例素案に移っていくということです。そこはひとつ、こう書いたからこういうことだから、これで皆さん了解したでしょうから、そのまま突き進むというようなことはしません。これは大内委員、そこが、たぶん心配なところだと思いますので。皆さんも多分そこは敬遠している委員もおられると思いますが、そういうことはしません。これから、まずは我々、骨子案の中でいろいろ議論すればお互いに認識が共有できると、そうするとまた今度は、条例、要綱、そちらにいったときに、お互いにすんなりいけると私は思っておりますので。何せ議会は合議機関です。いろいろな考え方を骨子案にしていかなくはなりませんので、そういう意味での問題提起としてこういうことを書いてあります。これをそのまま条例に書くということでは、先ほど言いましたけどありません。大内委員。

○8番（大内清心君） はい、今の件は理解させていただきました。先ほど新井委員からもいろいろ出ていましたけれども、会派の人数が多ければ、当然、違う意見が出てくると思うのですが、ここに出てきた委員が、決定したことにに関して、会派でそれはおかしいのではないかと批判が出たとしても、ここでまた、これを改めて覆すということは絶対ないと思っておりますので。まあ、いろんな方がいらっしゃるところは、特に1つは、3つあるい

は5つなんだっていう意見があるというのは難しい、これ、今後もそうだと思いますので、その辺は踏まえて、新井委員の方でもちゃんと説明を、もちろん今後もされていくでしょうし、その、委員の差し替えってところまでの文言というのは、私も必要ないのかなと思っただので、ちょっと述べさせていただきます。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 改めて確認します。こういう意見もあるけれども、今反対した私も、大内委員も反対しましたけれども、違う意見もあるっていうことを明記しておいてくださいよ。それは。そうでないと、議論としてそういう意見があったことにならないじゃないですか。

○委員長（小坂徳蔵君） あ、この文言については、一応これは議論の対象として書いてあるのであって、先ほど大内委員に言いましたように、それは、前から一緒にしますよってことで、最初から私言っていることなのです。

時間の関係もあるのでこれでいいですか。この件に関して、会派の問題についてはですね、別にこれで解決したとは思っておりません。また、お互いに認識を共有したとも私、思っておりません。ですから、ただ、ここですね、全て決定しなければいけないってことではないので、取りあえず、ここは今の段階で、まずはここまでということにしておきたいと思えます。

それから、最初に新井委員から代表者会議とか議案質疑の関係で云々がありました。ちょっと新井委員、誤解しているようだと思うんですが、たとえば、代表者会議の位置付けについては、こういう位置付けをした方がいいという意見があったということでこう書きました。それから、線を引いて、現行通りという意見というのは、それに対してこういう意見がありましたと、いうことで、両方書いてあります。これはみんなそうっております。ですから、それをまとめるのに、あれこれこうだっていうのを書くのが要綱ではありませんので、ご理解いただきたい。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） だから、棒線があって現行通りで良いという意見もあったという、その棒線の部分は何も書いてないわけじゃないですか。そういう意味では。

○委員長（小坂徳蔵君） ああ、そうでなければ新井委員、それは、全て代表者会議の位置付けそのものは削除してしまいますよ。それからですね、代表者会議の関係でちょっと言いま

すけれども、代表者会議の位置付けの関係についてはですね、まあ、これ議論しなければいけないので、代表者会議がございましたので、各代表者の意見を伺いました。大方必要無いと、今の現状通りだと、それで、代表者会議で何も決定しているようなことはございません。あくまでも、ここに書いてあるように、この会派間の調整ですね、これでやっていることで、そういう意見がございました。ですから、これについてはこの文面から代表者会議の位置付けについては削除したいと思います。ご了承してください。

はい、新井委員。

○3番（新井好一君） それは、代表者会議でそのような話があったということ、ここで、あたかも決定のようなこと言うからおかしくなってしまうんで、やはりここでは、議会改革の一環で代表者会議のあり方についても、仮にそのような議論が、代表者会議の中であったとしても、これは、代表者会議のあり方を検討しましょうよと言っているんだから、それは、やって下さいよ。

○委員長（小坂徳蔵君） それは、新井委員のご意見ですけれども、一応そういうですね、私も、責任上、たとえばこれから委員会の問題になれば、委員会の委員長さんともいろいろお話を伺いながら、条例制定に向けて行っていくというのは、これは議会の中でですね、特別委員会として、いろいろな意見を、我々市民から意見交換しながら議会改革を進めていこうということですから、当たり前の話だ、これは、と私は思っております。

○3番（新井好一君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 外すって先ほど言ったから、そうじゃない、議論をしましょうよってしているんですから、それは了承して下さいよ。

○委員長（小坂徳蔵君） ですから、現行通りでいいという意見が多数だと、圧倒的多数。ということ。それだけの話です、現段階で。

○3番（新井好一君） そういう意見が、あったということですからね。そうじゃないって意見もあるんですから、議論はして下さいよ。

○委員長（小坂徳蔵君） 時間があればします。

○議長（福島正夫君） 委員長

○委員長（小坂徳蔵君） はい、議長。

○議長（福島正夫君） あの、特別委員会というところで、自由討議でやっていただくという形、それで私もこの間、全協でも発言したんですが、この場しかないわけです。全員が納得



いくまで発言させていただけないでしょうか。これ委員長ね、じゃあ明日までにこれ終わらさなくちゃならないとか、期限切っているわけではないので、もし、これで長引いても、これは、より良いものを作る為にはしょうがないじゃないですか。だから、何年に立ち上げるとか、そうじゃなくて、皆さんが納得するまで、意見を聞いていただいたらどうかと思うんです。

(「そのとおり」と言う人あり)

○委員長(小坂徳蔵君) それではですね、今、議長からご提言がございました。ただし、もう開始から1時間以上経ちましたので、ここで休憩をしたいと思います。



◎休憩の宣告

○委員長(小坂徳蔵君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

開議 午前10時50分



◎開議の宣告

○委員長(小坂徳蔵君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。



○委員長(小坂徳蔵君) ご意見のある方、挙手をお願いします。

○2番(竹内政雄君) はい。

○委員長(小坂徳蔵君) 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） この中のことはですね、4番の議員の政治倫理ということで、ここにもあるように2親等の見直し、それともう一つ、現行規定で良いということなんですけど、私どもの意見としては、2親等ということで、ここに2親等までの表もあるんですけども、あまりにも厳しくてですね、私たちの会派でも話が出て、ちょっと余談ということではないですが、後でご本人から、多分ご意見があると思うんですけど、今、農家ひとつとってもですね、いろいろな、今どき農家の状況は、政府の指導方針などを見ても、なかなか個々の農家でやっていけなくて、それで法人化とっていろいろ補助金をもらったり、そういう流れになっているんですね。そういったときに、補助金をもらうことに関しても、じゃあ、民間、農家ですから法人化したとしても、当然、家族労働でやっていくんですね。そうすると、たとえば、農家のご子息さんが今の状況で、将来的に、商工業者と同じように農家をして、なかなか議員に立候補できないということも起こってくるのが懸念されますので、是非これは見直しをとということでお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに、ご意見あるようでしたら。まあ、議論は続けていくということですからね、今、竹内委員が言ったようにここに書いてあるとおりです。2親等を見直してもらいたいというのは、前回ご意見がありました。それに対して現行規定でよいという意見もありましたということで、ちゃんと、議論を併記してありますので。

ほかに、資料1に関して発言があれば挙手願います。

○8番（大内清心君） はい、確認で。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 最後の、議会基本条例と切り離して考えるというのは、これはそのとおりで納得しているんですけど、その基本条例が、骨子案が出来て、ほぼ決定した後に、まだ、これはこれで議論をしていただくってことなんですか。それとも、全くこれらは議論しないってことなんでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） たぶん大内委員、そこが一番心配なことじゃないかなと思って伺っておりました。これはですね、これを全部、基本条例の関係で一緒にやると話は混乱して、時間もですね、今日もずいぶん、資料1の段階でもうここまで議論が続いております。これは、出来ればこの基本条例が一定程度、この素案の目途がついた段階で意見が出されておりますので、この中でご議論していただきたいと思っております。それで、ちゃんと、全然書かなかったり、そういうのではなくて、そういう意味も込めて、ここに書いておきました。審議状況を見て、もし、変更してやれるものがあればやっていきたいと、ただこれはですね、

これだけのものですので、いろいろ議論で途中停車する時もありますし、その辺を見て、いずれにしても、これは、この委員会、時期を見て議論するように上げていきたいと思って、ここに記載してあります。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 確認をしておきたいのですが、議案審議のあり方、現行通りで問題ないじゃないかというご意見も、もちろんあったのですが、我々、先ほど述べたように、やはり、限られた時間できちんと審査していくってことになると、やはり、これは時間も含めてですね、きちんとした議論をもう一度やり直す必要があるのではないかと、このように思っているんで、議案審議のあり方については、時間を含めて検討していただきたいというふうに、改めて今後の議論としてお願いしたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） それだけですか。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） では、森本委員。

○9番（森本芳子君） 先ほど、政務活動費の関連で、委員の方ではもう意見が無いつてことだったんですけど、これは平成28年度分からやっていくということでしたので、どういった方法でやっていくのか、そういったものは事務局と、どのようにやっていくのか教えていただけますか。

○委員長（小坂徳蔵君） それは森本委員、先ほど言いましたように、詳細についてはですね、これから事務手続きもありますので、それは、私の方で、ちょっとその辺を調査して、公表前にちゃんと皆さんの了解を得てやっていくという事です。

○9番（森本芳子君） あ、そうですか。わかりました。

○委員長（小坂徳蔵君） ちゃんと示します。こういう要綱だつてことで。言いますので。そうでなければ混乱のもとになってしまいます。そういうことは一切しませんので。この委員会に、こういう事務内容でいくんだと、これでひとつ会計責任者の方はお願いしますと、みなさんがそれでいいということで、始めます。それで、宜しいですか。

○9番（森本寿子君） 会計責任者の方たちを集めて、では、こういう形でやっていくということですか。議会中なので、皆さんいらっしゃるので。

○委員長（小坂徳蔵君） あの、それはですね、ここで、皆さんにお諮りします。特別委員会で、また聞きます。一度、持ち帰っていただいて、会計責任者がおりますので、それぞれ、その上でこれでいいってことであれば、それで進めるということしていきたいと思います。

- 9番（森本寿子君） はい、了解しました。
- 委員長（小坂徳蔵君） 大丈夫ですか。
- 9番（森本寿子君） はい。
- 委員長（小坂徳蔵君） ほかに、もし意見があれば挙手をお願いします。
- 7番（佐伯由恵君） はい。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。
- 7番（佐伯由恵君） 最後のページの、予算の確保なんですけども、議事機関としての機能を充実、発揮する為に、予算の確保っていうのは、必要だと思っておりますので、そこは、しっかりとやっていただきたいと思います。
- 委員長（小坂徳蔵君） それだけですか。
- 7番（佐伯由恵君） はい。
- 委員長（小坂徳蔵君） これは、前回ですね、小勝副委員長から発言がありました。そのときの意見に尽きるのかなと思っておるんですが、本来であれば車の両輪とかっていうですね、執行部と議会の、いうならば、議会事務局に予算編成権があればまた別なんですけど、そこはございませんので、いちばん、どこも議会改革に取り組んでいるところの一番大事なところなんです。今お話ございましたので、そういうことも、ちょっと念頭に置いて取り組んでいきたいと、そんなふうに思います。

他に、意見あるでしょうか。無いようですので次の議題に進んで、次は骨子案全体の論点整理についてに移ります。資料2をご覧ください。これはですね、資料1でご披露頂きました。それで、それを先ほど私がここに移しますと、含めますというようなことで申し上げてきたんですが、それをまとめたものが資料2になります。1ページをご覧ください。基本条例の位置付けの1、2、3は、これは何も付け加えておりません。それから2ページをご覧ください。この委員会のあり方の丸が下の方にありますが、これは先ほど資料1で議論したことを、ここに付け加えたという事でございます。

次に6ページをご覧ください。6ページはですね、議場用放送設備の更新に概算2,000万円を要する、これは調整事項だという事でここに書きました。あと、議会予算の確保もここに書きました。それから、会議録の印刷の見直しの問題も前回言われましたので、この辺なのかなということで、ここに加えました。それから、8ページをご覧ください。24番、障害者差別解消法取り組みということで、この下に、ユニバーサルデザインの理念を含めるということで、解説も含めてここに書いてあります。

それから9ページの28番に、議会モニター制度を考えるか、を入れてあります。それから29番の議会図書室の充実なんですけど、どのようなことを希望するかという事を、前回指摘したんですが、何も意見がございませんでした。こういうことも考えられるんじゃないかということで、ここに書いておきました。それは、市立図書館との連携、あるいは、レファレンスサービスの活用も一つじゃないかということです。レファレンスサービスとは何かというと、これは、利用者の調査に役立つ資料や情報探しを司書が手伝うサービスです。それから、もっとという事でしたら、市立図書館の司書を兼務させる方法も選択肢の一つとしてはあるということで、ここに議論しやすいように、私がまとめておきました。

それから10ページをご覧ください。30番は、ここに入れるということで、災害時における議会の対応はここに入れました。それから31番、会派の位置付けの問題はここに入れました。ただこれは、先ほどの議論を踏まえて表現等ですね、少し整理します。それから、32番の政務活動費の関係なんですけど、これはその通りなんですけど、先ほど、今年度分からネット公表するという事で、確認いただきました。

それから11ページをご覧ください。33番、これは議員の政治倫理で2親等を見直してもらいたいというのは、前回話が出ました。また、現行規定でよいという意見もありました。という事で両論併記してあります。後は、34番の議会事務局の機能強化はもう最初からこのとおりで、これが全体ですね、先ほど資料1でご議論頂きました内容をここに整理したものです。これだけですと、まだ少し分かりにくいかわかりませんので、もし出来れば、資料3の方に説明いきたいと思うのですが、宜しいですか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(小坂徳蔵君) では、資料3についてを議題といたします。これは、骨子案の論点調整事項についてということです。これは、いろいろ我々議論しまして、その間どうしたらいいかという事を?マークで付けてあるので、前回ですね、次回までに考えて来てくださってということをお願いした経過もあります。

ちょっと、議論を先に進めるために、こうやったらどうだという事を含めてここに書いてあります。ちょっと説明します。いいですか。8番、議会基本条例の見直し手続きと評価制度、この8番って書いてあるでしょう。この8番って何なのかっていいますと、資料2をご覧ください。資料2の8番がこれだということなんです。資料2の場合には4ページに書いてあ

って、それをここに書いたということです。ここで、いままで我々が議論した内容は、議会基本条例の見直し手続きの評価制度を設けた方が良いということなのですが、条例を進化させる。毎年度ごとに事業ごとに評価するということなのですが、いったい市議会の誰が評価するのかということが、議論として残っております。それで、\*印の下にありましたが、議会改革特別委員会を存続させて、当該委員会が事業評価するのかと、これも1つの方法かなということで、一応ここに書いておきました。

それからですね、9番、改選後に条例を研修すると、これは、市議会最高規範の基本条例研修を義務付け、議員活動の認識を共有するということですが、誰が実施するんだという話になっております。それで、これは、\*印にあります、議長が主宰して実施すると。議長が直接でなくても、たとえば議長が委員会等に指示して実施することも可能にすると、こういう内容でどうだろうかという事です。

それから、閉会中の文書質問を行い、速やかな回答を求めるという、この12番にあります、これは、執行部の事務量を考慮し、委員会を対象とすると。会派もという意見もあつたんですが、会派は、これは宜しいんじゃないかと思っております。例えばこういうことになります。会派は今、6会派ありますので、たとえば1項目ずつでも6項目になります。場合によっては、2項目ずつであれば、12項目も執行部が考えなくてはいけないということになると、ちょっと事務量が大変かなと、ですから委員会を対象としてはどうなんだろうか、というところでございます。それで、回答は、全員に通知し、市民に公表すると、そこで、回答期間をどの程度にするのかと、それから一般質問の通告後、疾病等の事故により議会に出席できない場合に、文書質問で議員の職責を果たす措置を講じるか否かという事で、前回、問題提議してあります。これについては、回答期限は、概ね、1週間、2週間以内かなと。3週間、4週間やると次の定例議会がきちゃうかなと、この辺が良いところかなと思っております、ここに記載しました。

それから、質問通告後、事故に遭遇した場合、本人の希望により、文書回答を選択できると。議員の職務を保証するという内容で、こういうことで、どうだろうか。で、事故とはなんだってことなんです。これは、例えば疾病で入院、それから、この間もありましたけれども、例えば、親が亡くなったという場合には、議会に出て一般質問しろと、出来なければだめだというわけにはいかない、そういう場合の選択かなと。それを事故という表現にしたという事があります。

それからですね、13番、反問権、質問等の趣旨を確認する範囲。これは執行部の反論は

認めないという事ですね。という事で、宜しいかと思えます。で、反問権を活用するときは、本会議は議長の許可を得ると、委員会では委員長の許可を得る。この点をどうするかってことですが、この、反問権行使は、議長及び委員長の許可制とすると、これでどうだろうかという事です。

それから、14番ですね、議会日程の年間計画化の問題です。これはですね、毎年第1回定例会の最終日まで、新年度の定例会の年間召集計画を市議会に提示できないか、ということですが、これで調整を諮るってことで宜しいかどうかですね。

それから、19番、市議会だよりの関係なんですが、広聴と広報の位置付け。どちらを重視していくのかということも、今後、議論いただくと。これは私自身、判断付けかねるので、※印は付けてありません。

次ですね、21番、議会報告会の関係です。これは各種団体との意見交換会、これは議会報告会のネーミング考慮、あとは、市政の話し合いの関連性もあると。議会報告会の実施の有無も含めて、ということになっております。そこで、これは※印で、これは提案なんです、議会報告会は努力規定として意見交換会を主力に取り組むと、これでどうだろうか。で、意見交換は、若者、高校生、大学生を中心に取込むというご意見もありました。どのように実施するかと、年間の実施計画と対象団体をどうするかってことなんですが、※印があります。※印をご覧いただきたいのですが、テーマは、市政が直面する問題等を選択し、議会が意見交換会を経て、政策立案の構築を目指して対応すると。じゃあ、委員会が実施し、時期は6月から8月を予定するということはどうだろうか。これはなぜかという、9月以降になりますと、だいたい1カ月決算審査ですので、出来ません。で、9月の下旬からですね11月の中旬くらいまでは、ご承知のように市政の報告会が始まってきます。その時に議会の意見交換会もないだろうと、私は思います。そうすると、残された期間なんですが、もう、4月、5月はですね、これは各団体の総会等もあって、なかなか調整がつかないだろうということで、消去法でいきますと、時期は6月から8月なのかなと思っております。8月はどうするんだってことになれば、お盆前くらいが良いのかなあというように、私は思います。

それからですね、22番、請願者の趣旨説明及び参考人制度の活用、これは、当事者より趣旨説明を活用するってことなんですが、じゃあ、代表者が参考人を希望しない場合、こういうことも、これは当然ありうることなんですが、その措置をどうするかってことなんですね。これは、参考人招致は、請願代表者の希望によると。請願時に意向を確認して対応して

いくということでしょうか、という事です。

それから、28番、調査機関、附属機関の設置です。具体的に何を想定していくのかということなんですが、先程言いましたが、3ページに書いてありますが、議会モニター制度を考えるか、議会モニター制度を調査研究するかということで、この間、?マークで皆さんに示した内容について、ちょっとこれは議論を進めるために、一応、※印で私が記したことです。もし意見がありましたら、挙手をお願いします。新井委員。

○3番(新井好一君) 2番と3番の資料の説明があって、2番については先程の議論を踏まえたこの間の全体的なまとめですから、これはしっかり会派の中で議論をするっていうのが、まず、大きな前提だというふうに思っています。その上でですね、3に示された意見の中で何点か申し上げたいと思うんですね。3の中の8、議会基本条例の見直し手続きと評価制度、誰が評価するのか、全くその通りなんですけれども、議会がやらざるを得ないということですよ。それはやっぱり、ここには※印、存続させるのか、その都度、当面、事業評価するのかと書いてありますけれども、特別委員会を存続するとなると、なかなかこの任務が終わった後にどうするのかって問題が出てきますから、その議論は、あるというふうに思うのですが。あとは、やはり、議会が評価するとなると、議会運営委員会が兼務しているところもありますので、議会運営委員会という方法もあるわけですよ。ですから、その辺については、今後の議論で、やはり深めていかなければいけないだろうというふうに思います。

9番については、まさに、議長が主宰して、議長が実施する。これは、議長の役割だというふうに、認識しています。

19番については、どちらかというと、最近は、広聴活動みたいのが重視されるのかなという、私自身はそういう意見を持っています。

21番については、確かに報告会っていうのはどこの報告会も、非常に決定事項を伝えるわけですから、なかなかそこで自由に意見が述べられる機会ってのはあまりないですよ。ですから、そこに参加する人っていうのは、どこの議会の報告会はどうですかという事を聞いても、人数が限られてきて、マンネリ化しているというのが実態かなというふうに聞いているわけで、なるほどなあって感じはするんですね。ただ、この意見交換会、若者、高校生、大学生を重視して、あるいは色々な課題別の、色々な組織もあるわけですよ。そういう組織と意見交換するっていうのは、現状の課題が分かりやすくなっていくんで、やはり重点的には、どうしても意見交換会を先行させながら、議会報告会については検討していくことになるのかな、という意見を私は考えています。



あと、モニター制度については、やっているところもあるんで、ちょっと調査、研究をして、もし、これが良いということになれば、採用した方がいいかなと思いますけれどもね。

以上、私の意見はこれです。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。もし、意見がありましたら、挙手をお願いします。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） まず8番の見直し手続きと評価制度なんですが、やはりこれは議会改革特別委員会がやるという事で、良いと思います。評価は毎年度という事で、1年ごとに行って、見直し手続きというと、条例改正と違ってなってくるかと思うんですけども、それはどうするかってことなんですが、これは、4年に1度、改選期を迎えて、議員が入れ替わるわけですから、見直しについては、その改選の時に行っていくってことで良いのかなあと。手続きの方は、そういうふうに思います。

それから、その後の9番、議員の認識を共有するという事で、これもこの委員会っていうふうにあるんですが、やっぱり特別委員会のことを指していると思うのですが、特別委員会の責任として、議長が実施する中で、特別委員会がその説明を行っていくということが、基本かなって思っています。

それから文書質問なんですが、議員の質問権を保障するという事で、閉会中の中でやって、回答期限は2週間が妥当かなと思っています。一般質問の質問通告の用紙でいいのかと思うのですが、議長にまず提出をして、議長がこれは適当だと思うものに対してやっていくというようなことも、必要だと思います。

反問権については、議長、委員長の許可制にする、これは必要なことだと思います。

それから、21番の議会報告会なんですが、やはりこの議会報告会、まずは、議員の力量、そして、議会力を身に付けていかないと、ただの報告会で終わると。で、色々集まった市民から質問が出された時に、混乱したり、あたふたしたりしないかなというような、今の状況ではなかなか難しいと思うんですね。だから、議会報告会については、検討事項という事で先送りしても良いかなというふうに思っております。

それから、その上の広報広聴活動なんですが、やはり広聴が先かなと。市民の声に耳を傾ける、市民の声を良く聞いて議会運営をやっていくという事で、広聴を重視していくという事が、と思います。

それから、21番のところ戻りますけれども、今回、大学生からアンケートを取りました。

そういうことでは、意見交換の中で、やはり大学生、そして、せつかくここに高校もあるわけですから、高校生、大学生について意見交換が出来る場を設定していくという事が必要だと思います。ここにあるように、議会が対応できる時は、6月から8月の間なので、このところで良いかなと思います。

それから、議会モニター制度なんですけれども、議会の傍聴をして頂いて、ご意見を頂き、それを議会に反映していくという制度ですが、これは大変、参考になるなと思っております。議会モニター制度を市民から募集して、じゃ何人にするかとか、どういう事で傍聴してもらうかとか、どういう意見をあげてもらおうかとか、そういう点では、調査、研究をして前向きに取り組んでいけば、参考になるようなご意見も出てくるかと思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） 9番なんですけれども、改選後の条例研修ということで、これは全議員を対象としての全議員研修ということで、やっていただければということで、主宰は議長という事で、実施して頂くのが一番良いのかなと思っております。ただ、1期生も、また何期生でも、しっかりと議員の資質を高めていくためにも、しっかりと研修をしていくことが大切かなと思っております。

それと19番の、市議会だよりの広聴広報活動の充実ということだけで、あれですか。広報はしてありますので、この広聴ってことでは、前にも言わせてもらったことがあるんですけども、議会だよりのモニターさんをつくって頂いて、そういった方々からご意見を頂くことも良いのかなというふうに思っております。

また、21番の議会報告会でありますけれども、確かに色々なところでやられてはおりますけれども、議会報告会になると集まってくる方が限られてしまったり、人数も少なかったりというところで、まだ1度もやったことがありませんので、挑戦してみることも大事なかなとは思いますが、各種団体との意見交換というところでは、たいへん大事かと思っております。若者からの意見を行政として伺って、どういった結果が出たかってところも、前に、行政の方から出されましたけれども、私たち議会としても、きちんと少子化対策なり、これからの市政をどうしていくのかってところでは、直接、意見を聞くのはたいへん大事でありますので、テーマごとに、テーマをこちらで決めてやっていく。少子化対策であったり、また、障害者差別解消法も出来ましたので、そういったところでの、そういった団体からの意見を聞くことは大事かと思っておりますので、これは是非行って。期間というのは、まだ、考えていくわけだと思いますけれども、是非、行って頂きたいと思っております。そういったところで、政策

サポーター制度っていうんですかね、この議会モニター制度と同じになるのか、ちょっと、調査、研究を進めていって頂ければと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 19番の広聴広報の位置付けっていうことで表示してあります。これも両方とも非常に大切なことですね。特に先程、森本委員が言われたようにですね、広聴に関してはですね、一番最後の議会モニター制度ですか、この辺と関連してくると思うんですね。広聴に関してはやっぱり、広く一般市民から募集して、是非モニターになってやってみたいという人達ですね。どちらかというと、加須市の場合はあて職で、ほとんどその意見が出てこないんで、ですから、その辺はかなり重視して、関連づけてやったらいいんじゃないかと思っております。

また、ページ数の関連は、議論が確かに分かれていますけれど、一応、私、委員長の立場としてですね、この間ちょっと双葉町ですか。双葉町の広報紙をちょっと、これは議会ではなく広報紙ですね。議会だよりとはまた違うと思うんですけども、あそこは予算があるんだかないんだか分からないんですけど、すごく、きめ細やかにですね。あそこまでは求めないんですけど、せいぜい、あと2ページですか。増やして頂ければ、予算的にもそんなにかからないので、一般質問の件についても、もうちょっと念入りに、市民の皆様にも報告できるんじゃないかとも思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） はい。今、ご意見が出ました竹内委員、森本委員の言ったとおり、19番に関しては、モニター制度、これは必要かなと私も考えております。

また、21番の議会報告会なんですけれども、やはり、先程も出ましたが、色々な所に行って伺ってくると、どんどん人数減って行って消滅していくという現象は、確かにございます。議会報告会っていうと、聴くだけってことで、多分興味もない、面白くもないっていう、そういうことも関係してくるのかなと思いますので、もし、やるのであれば、それをもう少し、どうやったら魅力のある会になっていくのかという議論して頂きたいっていうのと、意見交換、これも必要だと思いますので、若者、高校生、大学生を重視して取り組む、これももちろんなんですけれども、対象団体どうするかってところで、加須市内、いろんな団体があります。例えば、例を挙げますと、下総皖一を偲ぶ会とか、そういうのもありますし、いろんな団体があるんですけど、その中で色々な問題点を抱えて、今後の存続もどうなっていくのかっていうような、そういったご意見も聞いたこともございますので、そういった団

体さんたちとも連携を取って、意見を聞いて、議会で取り上げていくっていうことも、貴重だし、重要なのかなと思いましたので、もちろん若者、大学生、重視なんですけれども、各種団体の人達とも、しっかりと意見交換をしていくってことも大事なのかなっていうふうに思いました。

また、28番、これもやはり、先程出ていました、議会モニター制度。調査、研究するってありますので、これ、しっかりと調査、研究をして頂きたいなど。そして良いもの、良いモニター制度が出来ればいいのかなって思っておりますので、宜しくお願い致します。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 21番なんですけれども、議会報告会のところなんですけれども、なかなか初回は難しい部分があるかもしれないんですけど、意見を聴くっていうことと、合わせて議会報告会も一応、項目の中にうたっておいて、開くことが出来るとか、必要とあらばとか、そういう形で、条項の中に残して頂くのがいいのかなという思いと、あと、その下の※印の中の一番上なんですけど、議会で意見交換会を経て、政策立案、構築を目指して対応するってあるんですけど、条文の中に、市民の方から、意見を聞いて、どういう形で討論し、議論し、それを行政、執行部の方に政策提案って形で出来るかっていうのを、見えるかたちで条文化していくのが一番良いのかなっていう思いがします。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。小勝副委員長。

○5番（小勝裕真君） 論点調整事項ということで、以前意見が出てというか話が出てもどうしようかと、なかなかはっきりしていなかったものを、ここまで委員長の方で整理していただいて本当にありがたいと思います。

先ず資料2の8ページになるんですけど、24番の障がい者差別解消法の取り組み、これも大事な話ですし、ユニバーサルデザイン、これも大事なことから本当に良いことだと思います。

9ページの議会図書室の充実、どのように充実していくかということで、図書館との連携とかあるいは司書との連携とかあるわけですから、こういったものも活用させていただければ良いものになると思いますので、評価いたします。

資料3の方になりますと、12番の閉会中の文書質問、これが実現できればかなり前進する話ですが、執行部の事務量を考慮しますと、会派までいきますと先ほどの話がありますので、委員会対象で良いと思います。

それから議会広報、広聴広報と言う意味では、広聴が優先という認識を持っているんですけど、竹内委員から市議会だよりのページの関係、増やすか現行かという話がありまして、先ほど他の所の議会改革の紹介がありましたけれど、県内でも一般質問を重視しているところもあれば、議案質疑を重点的に取り上げたりとか、いろいろ内容も違いますし、ページ数は前に言ったように加須市はかなり多い方ですから、県内の状況をよく調べながら協議していく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（柿沼秀雄君） 皆さんが今指摘した全部そのとおりかなあとと思います。特に21番の議会報告会、新井さんがさっき言ってましたとおりマンネリ化する、来る人は同じという状況です。先ほど佐伯さんが言われたとおり、やるからにはそれなりの技量を備えてやらなくてはいけないと思います。

今後、市議会としてテーマをもって、そのテーマに添った議員の力も勉強しなくてはいけないのかなと思っております。このような形をやっている所もあるのですが、加須市議会でも目的をもって議会報告会をやろうという項目も出ました。本当に良いことかと思ひます。

それから広聴広報の問題ですが、広聴が非常に大切なのかなと思ひますので、一人でも多くの人たちに耳を傾けることが大切なかと思ひます。

それから文書質問なのですが、これも先ほど小勝委員が言われたとおり、委員会ごとが良いと思ひます。

22番の請願者の趣旨説明及び参考人制度の活用、これも今までに無いことかと思ひます。請願者本人が来て話をしてもらうことも今までに無いことかと思ひますので、非常に良いことだと感じます。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。だいたい全委員から発言いただきました。

少し整理させていただきますと、資料3ですね。8の基本条例の見直し関係ですが、これは、議会改革特別委員会を存続させて、委員会が事業評価をすると、これを含めて、今後議論していくということにしたいと思ひます。それから見直し手続は、改選後に行くと先ほど佐伯委員から話がありましたが、そういうことかなと思ひます。しょちゅうやっけては、議会審議の方に支障がありますので、改選後に見直しを図るということで進めていきたいと思ひます。

9番、改選後に条例研修。これはこの※印の内容で、先ほど森本委員から話がありましたが、全議員対象にして行っていくということ考えていくということできたいと思ひます。

閉会中の文書質問及び回答期限ですが、執行部の事務量を考慮すれば、先ずは委員会を対

象で行っていくことかなと思います。会派もということで括弧にしているんですが、これを入れると大変な事務量になるので、会派は今回は先送り、要するにこれ以上は議論はしないということにしていきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。今日、中條議員が来ていれば少し確認してからやろうと思ったのですが、まだ体調がまだ不十分のようですので、そういうことで行っていききたいと思いますので、ご了承下さい。一応、回答期限は概ね2週間、質問通告後の文書質問は、これについては本人の希望により文書回答を選択できるということで進めていきたいと思います。

13番、反問権ですが、執行部の反論は認めない。これは質問等の趣旨を確認する範囲、反問する時は、議長、委員長の許可制とするということで進めていきたいと思います。

それから14番、議会日程の年間計画化であります。これはこの内容で執行部と調整を図っていきます。

それから広聴広報の関係なんですが、市議会だよりのページ数、これは内容も含めてなんですが、今後も議論していくということです。ただ私自身思うのは、やはり議会として発信するのは、私は議案ではないか。なぜなら全市民を拘束するものだと、それに対して議会が態度を決定したわけですから、説明責任がある、議案質疑、これが主になる、一般質問はその次になるのかなと思います。一般質問を詳細にというのは、市民が知りたいことを考えた時に違和感が出てくるのかと思います。どうしてもということなら、それぞれ政務活動費があるのでそちらを活用していただくこともできるのかなと思います。いずれにしても議論は続けていきます。それから、広聴を重視すべきだという意見が多数あったということです。

議会報告会、各種団体との意見交換会でございますが、皆さんの意見を集約しますと、先ずは意見交換会を先行して、議会報告会は引き続いて検討していくということかなあと 생각합니다。意見交換会はネーミングが必要だというご意見もあつたわけでありまして。そういうことでやっていきたいと思います。それで、テーマ・中身については、※印がふたつあるんですが、この方向で考えていくということによろしいかと思ひます。

22番の請願者の趣旨説明。これは※印の内容で確認していただいたということで良いのかなと思います。

28番での議会モニター制度は、これから調査研究する。調査研究をして、議論をしていきたいと思ひます。

一応、こういうことでとりまとめを、今、皆さんの意見を基に行つたのですが、何か異論があれば発言してください。

○3番(新井好一君) 異論ではないんだけど、14番の議会日程の年間計画化ということで、自治法の102条の2で通年議会も可能なわけですが、通年議会をやると決定するとなると相当議論しないとなかなか難しいと思うんで、上記内容で調整すると提案されているが、もう少し議論を深めていかないといけないと思います。確かに1年間の議会の日程の計画が加須市議会の場合は全体で94~95日あるのかな。それぐらいの日程で1回、2回、3回、4回の議会がありますけれど、その日程があらかじめ分かれば、それはそれで良いが、通年議会となるといろんな意味で規定をやり直さなければいけないと思うんで、そのへんは法律との関係で議論を徹底的にしないと、通年議会にするのかそうでないのかという議論は当然出てくると思うんです。

○委員長(小坂徳蔵君) いいですか。通年議会はここでは考えていません。ここに102条の2というのは、102条を書いたので102条の2があつて通年議会を定めていると、ただ書いただけであつて、通年議会は委員外議員から発言もありましたが、加須市議会としては、これは無理だな、時期早尚だなと私は思っております。102条の2、通年議会は想定外です。何でここに書いたのかと言いますと、これは森本委員から冒頭で計画的な議員活動をしたい、ついでに招集の日を1年間のものを出せないかという発言がありまして、それに基づいて議論してきた経緯です。

例えば、予算議会は2月17日から始まりますが、次の6月議会は例えば6月10日から、9月議会は9月2日から始まりますよ、12月議会は11月20日ごろ予定してくださいということかと思うんです。実際良く考えてみると、加須市議会は概ね通年議会なんですね。というのは、どういうことかと言うと、6月議会は6月から7月にやっています。お盆過ぎると9月議会の通告用紙が来ますよね。9月、10月と議会をやっています。ご承知のとおり11月、12月と議会をやっていますよね。6月議会も連休開けると通告用紙が間もなく来ます。そうすると議会がほとんどないのは、1月と4月です。あとは議会をやっているということなんですね。事実上通年議会のようになっているわけですね。そこはお互い振り返って考えていただければわかることです。ですから102条の2は想定外と思ってください。これで良いのかなと思います。森本委員から言われたのでこうただけです。森本委員がやだというならいいんですけれど。

○5番(小勝裕真君) 他市の視察をさせていただいて、通年議会をやっている所も中にはありますけれど、閉会中の継続審査の手続きをしなくても済むということかもしれません、森本委員が言われたとおり、いつ議会が始まるかがわかることだけでも十分ありがたいこと

なので、よろしくをお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員、挙手されてましたけれど。

○3番（新井好一君） はい、結構です。102条の2の確認をそういうことでしていれば結構です。

○委員長（小坂徳蔵君） 19番の広聴広報の関係は先ほど言いました。議会報告会も先ほど言いました。そうすると14番は今の上記内容で調整すると、これで確認していきたいと思えます。

このほか、ご意見があればお願いします。

もし、なければ私の方で一つ問題提起しておきたいと思えます。先ほど、先ずは意見交換会を先行して、議会報告会は検討するという事なんですが、市議会として各種団体との意見交換会をやるからには6月から8月くらいの間ということなんです。もし委員の皆さんが希望されるのであれば、特別委員会として先進事例として今後先行的に意見交換会を実施しても良いのかなと思っております。これを突如として常任委員会に振られても常任委員会も困ってしまいますので、特別委員会が責任を負う意味でも、先ずは1回、皆さんが希望すればそのようなことも検討して良いかと思えます。別に性急な判断を求めませんけれども、そのようなこともできないことはないということです。一応、問題提起として受け止めていただき、そうすることもできる、そうすれば多分そのことが先行例となって次につながっていくと思えますので、私が、問題提起したところです。

○8番（大内清心君） 今の委員長の話ですと、この基本条例は作りつつ、出来上がる前に、そういったことを踏まえて、意見交換会を1回やってみて、どんなものかということを見たらどうかということでもよろしいわけですね。早ければ今年の6月、7月、お盆前までにという話が考えられるということですね。

○委員長（小坂徳蔵君） なぜそのようなことを言うかということ、一つは、市議会改革アンケートやっています。集計がまとまります。そういうことも含めて、市民の皆さんから、開かれた議会とか、こうしろといった市民の意見を聴くこともできるのではないかと考えています。イメージとしてはそういう感じです。

皆さんからこのような問題があるなら、そういうことを出してもらえば、今の特別委員会ならば、それをやれるだけの議論をしてきたので、次に引き継いでいけるかと思っております。私が問題提起したことです。別に無理にということではなく希望があればということで申し上げました。



後で、次の時に、皆さんから提案があれば、そのことを検討のそじょうに載せていきたいということです。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に意見ございませんか。

意見が無いようですので、委員の皆さんの発言が終わりましたので、委員外議員の発言に移りたいと思います。もし委員外議員で、発言があるならば発言を認めます。資料の1及び3の範囲で承知します。

○委員外議員（齋藤和雄君） 1点、資料3の21番の議会報告会、各種団体との意見交換会。

先ほど特別委員会でやってみようじゃないかと話が出されて、非常に良いことで、委員外議員の活用も考えていただければと思います。

基本条例を考える中で、必ず出てくるのは議会報告会なんですね、これは外せないんじゃないかと思っています。議会活動、議員活動をやっていく上で、手段としては非常に取り組みやすい制度だと、内容さえ充実していけば、例えば広聴業務を付加していけば、先ほどいろいろな課題があるんですけど、少しずつ解決していくのかな、そして継続していくことが議会報告会で求められる最大の効果を上げるポイントかなと感じますので、意見交換会もそうなのですが、できれば議会報告会もその点を踏まえてチャレンジしていただければありがたいこと、もしくは議会改革の中に入れてもらえればありがたいと思います。

それと資料1の関係で、ポイントがずれているかもしれません。それは勘弁してください。少数会派の尊重があります。少数会派の尊重の考え方は、間違いなくこれで考え方は当たっています。先ほどの中で、少数意見の尊重という言葉も確か出ていたと思いますが、少数意見の尊重は、少数会派の尊重と分けて考えていただきたいと思います。少数意見の尊重という理念で考えていくと、小さなサンプルを過大評価するという理論もあります。少数意見を尊重するためにはそれなりの下準備というんでしょうか、例えば全員一致なら問題ないんですけど、多数決になったらどうなのという問題も出てきますので、そのへんは分けて考えていただきたい、少数意見の尊重については、要注意かなと考えていただきたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。他にございますか。

○委員外議員（吉田健一君） 時間もないので簡単に済ませます。資料1で意見等が出たものについては、ここで最終的にはこういうことで決まったからということではなく、意見が出た中で話が噛み合わなかったものは、最後まで議論していくということを再確認した上で、次の会議の時の議題に載せていくことを先ずお願いしたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございますか。それだけですか。他に、委員外議員で。

○委員外議員（吉田健一君） 違う違う、ちょっと返事、返事。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、委員会で今後ですね、運営させていただきたいと思います。  
他に。

○委員外議員（吉田健一君） やるってことでいいの。ちょっと聴き漏れちゃったから。

○委員長（小坂徳蔵君） 委員会は、先ほどそれぞれ言ってきましたように、引き続き議論してくものについては、議論していきます。以上です。

○委員外議員（吉田健一君） 先ほど、事務局の方でも、いろいろ議論が出た中においては、これは平行線、これは再度もう少し協議しなくてはならないものはちゃんと把握した中において次の議題として載せていただけたと思います。先ほど議長が言ったように、明日あさって決めるべきものではなく、将来あるべき議会のあり方というものを検討する内容の濃いものでありますから、決して早急に結論出さないで、議論するところは徹底的に議論してやっていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 以上をもって委員外議員の発言は終了しました。

今後の協議の方向について議題といたします。まずは委員各位のご意見を伺いたいと思います。

一つは骨子案の論点整理の関係です。今日、資料1から3にわたって、自由討議をしてまいりました。そこでの討議を基に資料2のように整理してまとめたいと思います。調整事項については資料3で確認していただきました。

これらの結果を報告するために委員会を開催した方がよろしいか、そうでなければ、もし委員長にまかせていただければ、今日の議論を整理して論点整理表を配布したいと思います。こちらの方でよろしければそのように行いますが、いかがでしょうか。

○3番（新井好一君） まとめたものは事前に検討も必要ですから、ぜひそれは事前に検討していただいて、1回委員会はやっていただきたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に意見があれば。

意見が無いようですので、新井委員からの意見もございますので、先ほど資料3までまとめていただきました。そうしましたら、議会の日程としては、2月17日から本会議が始まりますが、本会議終了後に、第7回の委員会を開催しまして、今日の議論を踏まえた上で、私が整理して皆さんに配布して私が説明をしたいと思いますので、それでは第7回議会改革検討委員会を2月17日本会議終了後に第1委員会室で開催したいと思いますので、皆さん予定をお願いいたします。

- 3番（新井好一君） 委員長。できれば資料をその前に配布してくださいよ。
- 委員長（小坂徳蔵君） それは無理です。というのは委員長の責任でまとめています。私がまとめています。それはできません。
- 3番（新井好一君） 会議をやる上で事前にペーパーがあった方が良く、この間の議論でも言っているのではないですか。
- 委員長（小坂徳蔵君） それはできません。物理上不可能です。不可能なものは不可能です。
- 8番（大内清心君） 例えば資料が出来上がった後の本会議中の日程を組むのは難しいでしょうか。
- 7番（佐伯由恵君） 来週からもう議案説明ですよね。議会運営委員会が月曜日、その後、議案説明会、ずっと予算議会の日程が、会議が、来週は入ってくる。そして17日が本会議で開会。先ず事前に出すのは時間的に難しいというのは誰が見ても思います。その後、議会が始まってからという、私たちの任務は議案審査に入るわけですから、17日にまとめていただいたものを出してやっていくことで良いと思います。
- 5番（小勝裕真君） 当初の予定ですと、この後、アンケートをまとめて、4月から5月という話だったんですけど、今、新井委員の話もあって事前に配布ということですが、これは自動でできるということではなく、委員長が随分苦労して委員会資料を作っているわけですが、資料が初日のときに配られるということで協議がされることは素晴らしいことなのでそのように評価したいと思います。
- 2番（竹内政雄君） 委員長、皆さんに報告できるのは、委員長として、どれくらいの時間を予定しているんですか。
- 委員長（小坂徳蔵君） これは特別委員会、特別委員会ですよ。特別委員会は2月17日その日しか日程がありませんから、その日には、まとめて資料2のようにして配布します。事前には出来ません。お互い議員ならわかるでしょう。
- 3番（新井好一君） 諸日程を考えて、確かに予算議会に入るわけですから、相当忙しくなるというのは全く了解です。ですからいろいろな方法として、委員長がまとめる際に、いろんな意見が出ているわけですから、双方の意見をきちんと書いていただいて、それで提示するという方法で、また次に進むという合意形成を出来るだけ大事にしていきたいということを確認してほしい。
- 委員長（小坂徳蔵君） 委員長が責任でまとめて配布するということでは、皆さん不安があるようですので、2月17日の本会議終了後に第7回特別委員会を開催しまして、その時に

取りまとめた文書を皆さんに示して、そこで議論はしません。もし話題があれば言うただけで、それは本来はやらない予定だったのですが、その方が良いという意見がありますので、後は各委員がご検討いただければと思います。

それからもう一つ伺います。今、議論しました。来週17日から予算議会が開会いたします。その際に、今までの協議内容を、全体に対して報告した方が良いのかどうか。ただ、3日に全議員を対象に説明会を行っていますので、できれば私は説明を省略して良いのかと思っています。それから、特別委員会通信第5号は、次の14日に議案説明会がありますけれど、その時には全議員に配布できるように、委員長の責任で対応してやっていきますので、それでいかかでしょうか。

○委員（全員） 異議なし。

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、予算議会の中では、特別委員会としては審議の内容について全議員には説明しませんので、各委員から会派の中でそれぞれに報告しておいてください。それではそのように進めてまいります。

特別委員会は、2月17日に、皆さんのご意向で、本会議終了後に開催します。その後は、特別委員会は開催はいたしません。

来週から市議会アンケートを1か月間にわたって実施をいたします。その後、回答の集計作業がありますので、その結果が出たところで、第8回の特別委員会を予定していきたいと思います。その時期としては概ね4月中旬から下旬ごろに開催ということでお含みおき、ご了承くださいと思います。

それでは、今日の議事は終了いたしました。

本日の協議内容については、委員会の基本方針第4条に基づき、特別委員会通信第5号を発行し、議員各位に配布し、市議会ホームページに掲載します。

また、委員各位においては、協議内容と結果については所属する会派内の議員に速やかに周知されるように要請いたします。

本日の議事はすべて終了しました。



#### ◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは散会にあたり、小勝副委員長からあいさつをお願いいたします。よろしくお願いたします。

○副委員長（小勝裕真君） 大変熱心に協議をいただきまして、自由討議の中で午前中いっぱいかけて、骨子案の大枠も見えてきましたし、論点調整事項についてもかなりの意見交換ができたと思います。

今、委員長の話がありましたように、今度、全世帯を対象にアンケート実施するわけですが、平成国際大学の学生アンケート37人の中で、問3の加須市議会に関心がありますかという項目については、5%の方が関心がある、5%が少し関心がある、あわせて10%が関心があるという回答なんですけれど、49%が関心がない、38%がわからないということでございます。今度、市民に対しては、私たち議員が関心をもつていただくことも大事ですし、わからないという意見がなるべく少なくなるように、さらには自由意見も出していただいて、多くのアンケートを提出いただくことが大事なことだと思います。この集計を待ちまして、さらには委員会が開催されますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。



#### ◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございました。それでは散会といたします。どうもご苦勞さまでした。

散会 午前 11時59分